

瀬戸市消防本部告示第 1 号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防署組織規程（昭和 6 1 年瀬戸市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

瀬戸市消防長 森 山 修 次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防署) 第 4 条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。  (1)から(10)まで <省略> (11) 救急業務に関すること。  <u>(12)</u> <省略> <u>(13)</u> <省略> <u>(14)</u> <省略> <u>(15)</u> <省略> <u>(16)</u> <省略> <u>(17)</u> <省略> <u>(18)</u> <省略> <u>(19)</u> <省略> <u>(20)</u> <省略>	(消防署) 第 4 条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。  (1)から(10)まで <省略> (11) 救急業務及び救急高度化に関すること。 <u>(12) 救急の報告に関すること。</u> <u>(13)</u> <省略> <u>(14)</u> <省略> <u>(15)</u> <省略> <u>(16)</u> <省略> <u>(17)</u> <省略> <u>(18)</u> <省略> <u>(19)</u> <省略> <u>(20)</u> <省略> <u>(21)</u> <省略>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。